

河津町社会福祉協議会会員募集に対するご意見について

今年度の社協会員募集へのご協力のお願いにあたり町民の方より様々なご意見をいただいております。(別紙Q&Aにまとめました。)

社協会費は、社協が法人格を有した昭和45年から、当時の主たる事業であります困りごと相談事業やたすけあい資金貸付事業、生活に困っている方への支援事業を実施するにあたりその財源とするために会員として会費をいただくことへのご理解とご協力をお願いしたのが始まりでした。

社協の役割は多岐にわたり、年々拡充が求められております。福祉のネットワーク活動強化及び支援やボランティア活動事業等に取り組むために、社協会費を普通会員(各世帯)年額1口300円、特別会員(個人・団体)年額1口2,000円でご協力をお願いすることとし、回覧等で説明させていただきました。様々なご意見もありましたが何とかご理解をいただき、毎年度自治会長さん宛てに会費取りまとめのお願いをしてきたところでありませぬ。

各自治会での班長や区長さんが各家庭を回って会費をとりまとめていただいておりますが、自治会によっては会員の高齢化もあり負担も大きくなってきたことから、自治会費等を納める際に社協会費分を上乗せして集めていただいている自治会もございます。そのため自治会の予算の中に当初から社協会費が含まれている自治会もございます。

この社協会費は決して強制するものではありませんが、不信感を持たれる方が他にもいらっしゃると思われませぬ。このことに対して社協として、これまでの慣習にとらわれ、自治会長さんや自治会の皆様に安易にお願いしてしまってきたことは反省すべきと考えませぬし、回覧の内容も言葉足らず、説明不足であったと思われませぬ。

少子高齢化の進む河津町は、これからも町民の皆様が安心して、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう住民の生活課題・福祉課題の解決に行政を含めた地域全体での支援が必要と考えませぬ。

介護保険をはじめとする公的制度はもちろんでせぬが、公的サービスだけでは支援が難しい方々のためには、制度の隙間を埋めるサービスの企画・実践が必要でせぬ。行政の財源だけでは厳しい状況の中、社協は独自財源が限られており、そのため住民の皆様からの社協会費は大変貴重で大きなものであります。『地域住民の幸せづくり、支え合いによる地域づくり』を住民と共に取り組んでいくことが社協の役割でもありますのでご理解をいただければ幸いです。

また、これまでも社協の多くの事業は、会費等の財源面での協力以外に、ボランティアとして福祉活動に参画していただいている方や自治会長さんをはじめ民生委員児童委員さん他福祉関係の機関や団体の方々に支えられて実施できております。あらためて感謝申し上げます。

今回の貴重なご意見を真摯に受け止め、いろいろな機会を通じて説明・周知を行うとともに町民お一人お一人の願いに寄り添った事業に取り組んでまいりたいと思います。

今後とも河津町の幸せづくり、地域づくりに様々なご意見やご要望をお寄せくださいますようお願いいたします。

社会福祉法人 河津町社会福祉協議会

社協と社協会費についてのQ & A

Q. 社協と会費について教えて。

A. 社協は、当会の趣旨にご賛同いただいた住民のみなさまや、法人・団体のみなさまのご参加をいただきながら運営されている会員組織による民間の福祉団体（社会福祉法人）です。

社協は、社会福祉法第109条に基づき、各都道府県・市町村に設置されています。住民のみなさま、法人・団体のみなさまのご参加・ご協力いただき、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間の福祉団体です。

「住み慣れた地域で、安心して暮らしたい」という願いは、誰しも共通の思いではないでしょうか。今後、ますます複雑、多様化する福祉の需要に応えていくためには、法律では行き届かないきめ細やかな活動が必要となります。その中に、地域住民同士の助け合いによって満たされる福祉があります。

社協は、住民のみなさんのお力を生かしながら、「人と人との助け合い」の精神で、自分たちの手で解決していく地域福祉を推進する役割を担っています。

Q. 社協の財源はどうなっているの？

A. みなさまからの会費や様々な補助金などで成り立っています。

社協の様々な事業運営には財源が必要です。主な財源は以下の通りです。

- (1) 県・町・県社会福祉協議会からの補助金・委託金
- (2) 社会福祉協議会会員からの会費
- (3) 共同募金・歳末たすけあい募金からの配分金
- (4) 住民・企業などからの寄付金
- (5) その他

会員のみなさまからいただく会費は、財源のうち大きな柱となっています。

Q. 寄付とどう違うの？

A. 会費は寄付ではありません。会員のみなさまに、社協のサポーターとしてご協力いただくものです。

寄付は、それぞれの趣旨のもと、集められるものです。

一方、社協会費は、河津町の地域福祉推進のすべてに活用できるものであり、会員のみなさまの参画意識が、河津町の地域福祉に大きく寄与するものと考えられます。

社協活動や地域福祉活動にご賛同いただき、会員として会費にご協力いただくことは、社

協を応援していただき、地域福祉活動に参加するひとつの方法と考えています。

Q. 会費は何に使っているの？私たちは社協のサービスを使えるの？

A. みなさまからお寄せいただいた会費は、さまざまな地域福祉活動に活かされています。

「自分たちの地域のために」「自分たちで出し合い」「自分たちのために使う」それが、社協会費だと考えています。みなさまから寄せられた会費は、社協が進める地域福祉活動の事業運営の財源として、大切に活用させていただいています。

Q. 会費は強制ですか？

A. 会員制度はあくまでも任意ですので、自治会等で会員会費を集める場合には、自治会会員の総意で決めていただくことや個々人の自由意思を尊重するなどのご配慮をお願いいたします。河津町社協の取組みにご賛同いただいた方に、金銭的なご協力をお願いするものです。ぜひ、会費納入にご協力ください。